

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年4月21日（平成29年（行個）諮問第73号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行個）答申第47号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成24年10月から平成27年10月までに和歌山労働局と和歌山総合労働相談コーナーにおいて相談した内容を記録した相談票とあっせん及び助言・指導に係る処理票及び添付書類全て（ただし特定事業場Aと特定事業場Bに関する物）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、和歌山労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年9月29日付け和労発雇均0929第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、法14条3号イに該当するとして不開示とした部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

法14条3号関係

被申出人（特定事業場A）の言っている事は開示することによって当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されておりとあるが、その内容が法14条3号に該当しない。

黒塗りに正当な理由があるとは思わない。

（添付資料省略）

（2）意見書

審査請求書と同趣旨のため記載省略。

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした別表に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、別表に掲げる対象文書2の③、④及び⑦の部分については、法14条3号イに加え法14条3号ロ及び7号柱書きにも該当することから、諮問に当たりこれらの条項を追加して適用する。

2 理由

(1) 個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」という。）に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長による助言・指導（以下「助言・指導」という。）、さらには紛争調整委員会によるあっせん（以下「あっせん」という。）を実施するものである。

助言・指導は、個別労働紛争解決促進法4条に基づいて、個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合に、紛争当事者に対して必要な助言又は指導を行う制度である。

都道府県労働局長は、紛争当事者より助言・指導の申出を受け付けた場合、基本的には事実関係を調査・整理した上で、法令、判例等に基づき、また、必要に応じて専門的知識を有する者の意見等を参考にして、紛争当事者に対し、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進することとしている。

あっせんとは、紛争調整委員会の会長から指名された3人のあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することによって紛争の自主的な解決を図る制度である。

あっせんは、個々の労働者と事業主との間の民事上の問題を主に取り扱うもので、紛争当事者のプライバシー保護の観点から、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第191号）14条の規定により、あっせんの手続は非公開とされている。

同条のあっせん手続とは、具体的にはあっせんの申請から手続の終結

に至るまでの手続全般をいうものであり、あっせん期日における手続の傍聴を認めていないほか、紛争当事者の主張の内容や提出された資料、あっせん申請書等のあっせん申請の際に提出された書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等あっせん事案に係る全ての事項も非公開とされている。

(2) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、紛争当事者たる審査請求人が行った労働相談の記録、審査請求人から原処分庁に対して申出または申請があった助言・指導に係る関係書類及びあっせんに係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1ないし8の文書（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

対象文書は、以下の（ア）ないし（カ）の文書に分類され、その概要は次のとおりである。

(ア)労働相談票

労働相談票とは、都道府県労働局及び労働基準監督署等において労働相談を受けた際にその内容等を記録するために作成される文書である。

一般に、相談票には受付年月日、相談者氏名、住所、事業場（所）名、相談内容が記録され、併せて、担当者の当該事案の処理方法に関する意見等も記載される。

(イ)助言・指導処理票

助言・指導処理票とは、紛争当事者から申出のあった助言・指導の手続の開始から終了に至るまでの処理内容を記録した文書であり、受付番号、受付年月日、受付者、申出人及び被申出人の氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、業種・事業内容、労働者数、労働組合の有無、申出内容、担当者職氏名、終了日、終了の区分、あっせんへの移行の有無、事情聴取票添付の有無、資料添付の有無及び処理経過等が記載されている。

(ウ)あっせん処理票

あっせん処理票とは、紛争当事者から申請のあったあっせんの受理から終了に至るまでの処理を記録した文書であり、事件番号、受理日、受理機関、申請人、あっせんの端緒、あっせん委員、担当者職氏名、あっせん開始決定日、終了日、終了区分、労働組合の有無、労働者数、あっせん案の提示の有無、個別労働紛争解決促進法第14条による意見聴取の有無、解決状況、紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、申請内容、あっせんに係る請求事項、あっせんの結果、あっせん案の内容及び処理

経過等が記載されている。

(エ) あっせん申請書

あっせん申請書は、紛争当事者が都道府県労働局長にあっせんに申請するための文書であり、紛争当事者の氏名・住所・電話番号、あっせんに求める事項及びその理由、紛争の経過、その他参考となる事項、申請年月日、申請人の氏名等が記載されている。

(オ) 被申請人から提出された文書

被申請人から提出された文書は、被申請人があっせんに参加するかどうかについての回答書である。

(カ) あっせん処理に係る事務連絡文書

あっせん処理に係る事務連絡文書には、あっせんの担当について、あっせんの開始について、あっせんの委任について、あっせん開始通知書、あっせん委員の指名について、あっせん打切り通知書、紛争当事者あて連絡文書、あっせん状況の報告について等がある。

(3) 不開示情報該当性について

① 法14条2号について

原処分において不開示とした対象文書2の①、②、⑤、⑥、⑧、⑨及び⑩並びに対象文書4の①には、助言・指導の被申出人及びあっせんの被申請人である特定事業場Aの担当者の職氏名が記載されており、これらは審査請求人以外の個人に関する情報である。

これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であって、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報であることから、原処分において不開示としたことは妥当である。

② 法14条3号イ及びロについて

原処分において不開示とした対象文書2の③、④及び⑦は、助言・指導の被申出人である特定事業場Aの主張である。

これらの情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、また、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法14条3号イ及びロに該当し、原処分において不開示としたことは妥当である。

また、対象文書6の①は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものと認められるあっせんの被申請人である特定事業場Aの印影である。

当該情報は、法人に関する情報であって、これに開示すると、偽造により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他

正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、原処分において不開示としたことは妥当である。

③法14条7号柱書きについて

原処分において不開示とした対象文書2の③、④及び⑦は、助言・指導の被申出人である特定事業場Aの主張である。

これらの情報は、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、被申出人が助言・指導に係る当該特定事業場の主張、事実関係の調査・整理等への協力や助言・指導による紛争解決を図ることそのものを躊躇するなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法14条7号柱書きに該当することから、原処分において不開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「黒塗り部分も開示してほしい。」「被申出人（特定事業場A）の言っていることは開示することによって当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されておりとあるがその内容が法14条3号に該当しない。黒塗りに正当な理由があるとは思わない。」と主張しているが、これに対する諮問庁の説明は上記(3)で述べたとおりであり、審査請求人の主張は失当であると考ええる。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした別表に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年4月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月11日 | 審議 |
| ④ | 同年6月1日 | 本件対象保有個人の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月5日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑥ | 同月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成24年10月から平成27年10月までに和歌山労働局と和歌山総合労働相談コーナーにおいて相談した内容を

記録した相談票とあっせん及び助言・指導に係る処理票及び添付書類全て（ただし特定事業場Aと特定事業場Bに関する物）」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、保有していない、又は法14条2号、3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、同条3号イに該当するとして不開示とした部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、法14条3号イに該当するとして不開示とすべきとする部分（別表の2欄に掲げる通番4、通番5、通番8及び通番15）について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 通番15について

当該部分は、特定事業場Aの印影である。

当該印影については、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 通番4、通番5及び通番8について

当該部分には、いずれも労働局の担当者が助言・指導の被申出人である特定事業場Aの担当者から聴取した内容が具体的に記載されていると認められる。

助言・指導制度が、もともと当事者間に紛争が生じている中、関係者の協力を得ながら紛争解決を促すものであることから、労働局の担当者が被申出人から聴取した内容が、そのまま申出人である審査請求人に明らかにされた場合、被申出人が申出人の反応を考慮して、労働局に対し事実を述べることや、助言・指導に応じることをちゅうちょする等により個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 通番	3 不開示部分	4 該当条文 (法14条)
番号	文書名	頁			
1	労働相談票	1 から 9	1	① 2 頁「処理状況・意見」欄 4 行目ないし 6 行目	なし (新たに開示)
2	助言・指導処理票	10 から 13	2	① 1 2 頁「処理経過」欄 2 行目 1 2 文字目ないし 2 2 文字目	2 号
			3	② 1 2 頁「処理経過」欄 4 行目 9 文字目ないし 1 0 文字目	2 号
			4	③ 1 2 頁「処理経過」欄 1 0 行目 8 文字目ないし 2 1 行目 1 7 文字目	3 号イ及びロ並びに 7 号柱書き
			5	④ 1 2 頁「処理経過」欄 2 4 行目 8 文字目ないし 2 9 行目 1 5 文字目	3 号イ及びロ並びに 7 号柱書き
			6	⑤ 1 3 頁「処理経過」欄 1 行目 8 文字目ないし 1 4 文字目	2 号
			7	⑥ 1 3 頁「処理経過」欄 3 行目 8 文字目ないし 1 4 文字目	2 号
			8	⑦ 1 3 頁「処理経過」欄 4 行目ないし 1 1 行目	3 号イ及びロ並びに 7 号柱書き
			9	⑧ 1 2 頁「処理経過」欄 1 2 行目末尾ないし 1 3 行目 6 文字目, 1 5 行目 1 3 文字目ないし 1 9 文字目及び 2 2 文字目ないし 2 3 文字	2 号

				目	
			1 0	⑨ 1 2 頁「処理経過」 欄 2 5 行目末尾ないし 2 6 行目 8 文字目	2 号
			1 1	⑩ 1 3 頁「処理経過」 欄 4 行目 6 文字目ない し 7 文字目及び 1 3 文 字目ないし 1 4 文字 目, 5 行目 2 3 文字目 ないし 6 行目 2 文字目	2 号
3	あっせん処理 に係る事務連 絡（紛争当事 者あて連絡文 書, あっせん 状況の報告に ついて）	1 4 か ら 1 6	1 2	なし	なし
4	あっせん処理 票	1 7 か ら 2 0	1 3	① 1 9 頁「処理経過」 欄 1 0 行目 8 文字目な いし 1 1 文字目	2 号
5	あっせん処理 に係る事務連 絡（あっせん 打切り通知 書）	2 1 及 び 2 2	1 4	なし	なし
6	被申請人提出 資料	2 3	1 5	① 特定事業場 A の印影	3 号イ
7	あっせん処理 に係る事務連 絡（あっせん 委員の指名に ついて, あっ せん開始通知 書, あっせん の委任につい て, あっせん の開始につい	2 4 か ら 3 2	1 6	なし	なし

	て、あっせん の担当につい て)				
8	あっせん申請 書	3 3 及 び 3 4	1 7	なし	なし